

「再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題
行政対応追加検証委員会（公開部分）」の概要

日 時：平成23年12月3日（土） 15：15～16：25

場 所：本館4A会議室

出席者：（委 員） 池田委員（委員長）、磯村委員、木邊委員、渡部委員

（滋賀県）琵琶湖環境部管理監：藤本

循環社会推進課長：中村

最終処分場特別対策室：岡治室長、井口参事、伊藤主幹、

平井副主幹、秦副主幹、川端主任技師

循環社会推進課廃棄物指導担当：田中参事

循環社会推進課廃棄物監視取締対策室：米田参事

（栗東市） 太田係長

（傍聴者） 5名

（マスコミ） 3社

（出席者数 23名）

司会（事務局）：それでは、行政対応追加検証委員会設置要綱第5条第1項により、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：それでは第2回の追加検証委員会、進めさせていただきます。本日もですね、委員会の進行上、個人情報の保護等の支障があると判断される場合ですね、恐縮ですけど、傍聴の皆様、記者の皆様の退室をお願いすることがあるかと思っておりますので、どうぞご了承ください。よろしくお願いいたします。それから委員会の傍聴に当たって、傍聴要領というのがございまして、皆さんのお手元かあるいは読まれたと思っておりますけれども、その厳守事項を守っていただくようよろしくお願いいたします。それでは議事に移らせていただきまして、初めに再発防止策につきまして事務局から資料が出ておりますので、その資料の説明の方よろしくお願いいたします。

事務局：皆様のお手元に、この「再発防止策に関する事項に係る評価」という資料をお配りさせていただいております。これはこちらで前回は説明させていただきました再発防止策に係る県の色々な取り組み状況を文章の形で、前回表の形でお示しいたしたものですけれども、文章の形で取りまとめたものでございます。

表題は評価となっておりますけれども、評価の部分はもちろんこちらの方では作成致しておりませんので、ご議論いただくということになっておりまして、こちらのペーパーに書いてございますのは、前回は説明いたしました県の取り組み、この事実について取りまとめて記載してあるということでございます。

もちろんこの部分取りまとめ方についてのご意見いろいろも含めて今後のあり方、あ

るいはそのやったことに対する評価、そういったことを自由にご意見を賜りたいというふうに思っております。それでは概要につきまして、若干項目ごとにご説明をさせていただきながらご意見を賜りたいと思います。

まず1枚目、1ページでございます。一番最初、県の取組といたしまして、前回の委員会でご報告をいただいて、その中で再発防止策について、こういうことを講じるべきであるというご提言を各項目にわたっていただきました。それを受けまして、県でまず平成21年度に要綱を作成して方針を明らかに致しましたということをご説明申し上げましたが、それについて記述しているということでございます。

すべて読み上げますと若干時間の関係もございまして、少しはしりながら説明をさせていただきたいのですが、県は平成21年度にここに記入しております「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」というものを告示という形で策定いたしました。

先の検証委員会の報告書では、産業廃棄物行政に係る許可・監視・指導のあり方について住民からの通報への対応が不十分であった、あるいはRD社に対する認識が甘かった。これらによって適切な監視および行政処分権限の行使がなされなかった。こういったことがまず問題として取り上げられたところでございます。

そこで、この要綱の中で、県の責務として、その点について県としては真摯に受け止めて、今後適切に対応していくという方針を定めたというのが1点ございます。それからそれを具体化する事項といたしまして、特に立入検査などについて、立入検査の具体的なやり方、あるいは方針、それから年度計画を定めるべきこと、マニュアルを作ること、そういった具体的な措置についても記述しております。

またこの要綱では、その他の事項についても定めておりまして、例えば小規模施設について、法の規制が及ばないところについての事前の手続きでございましたり、あるいは小規模な変更を行うような場合でも、なるべく住民への説明会を開催するといった措置を講ずることというようなことも、行政指導の対象として規定しておるところでございます。

それともう一点、組織体制が不十分であったというご指摘もいただいておりますが、これについても前回ご説明いたしましたように、平成14年度以降増えてきておるところでございます。これについては、数値がまた後に掲げられております。

県が今後講じようとする措置でございますが、その要綱を定めた後、これについては例えば県の組織目標で引用したり、あるいは滋賀県の廃棄物処理計画の説明の中で触れるなど、折に触れて周知徹底を図っているところがございますが、こういう趣旨が風化することなく、職員個人、あるいは組織の方針として十分に浸透するよう、対外的に示していく、ある種のコミットメントをしていくというようなことも含めて、今後とも周知徹底を図っていく必要があると考えているところでございます。

まずこの概要の点につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、賜りたいと思います。

委員長：この、今1ページだけ、1ページ目のところちょっと説明いただいたわけですね。この中は・・・

事務局：すべて通しでいく。

委員長：ええ。

事務局：はい。次 2 ページ目めくっていただきまして、再発防止策に関して県が講じた具体的な措置についてのご説明でございます。

まず 1 点目、大きな項目として検証委員会での報告書の再発防止策としては 3 つの項目があったわけですが、その内の 1 点目、職員の意識の研鑽についての対策でございます。

この箱で囲っております部分はその検証委員会報告書において示された再発防止策を引用したものでございまして、この点についての県の措置というのが、その下の県の取組というところに記載されてございます。ここでは主として研修などによって職員の意識の高揚なり知識の充実なりを図っているということをご説明させていただいております。前回、説明したところではございますが、例えば九州で行われております非常に具体的、かつ専門的な研修会、こういったものにも積極的に参加しております。そういうところでは、単に廃棄物行政関係の法令運用あるいは化学的な知見ということだけではなくて、住民とのリスクコミュニケーションのあり方や、大規模不適正事案でいかにその紛争が拡大するか、といったことについても取り上げて研修を受けているところでございます。

あるいは、本庁と地方機関の間で事例研究などを行うことによって、個別具体的問題に即した対応策を検討する、あるいは地方機関と本庁との間できちんと意思疎通を図る、そういったことをしております。

そのほか、近畿ブロック研修会への参加、その他の研修会への講師としての出席、こういったことで職員の意識の高揚であったり、知識の充実であったりを行うところがございます。

今後講じようとする措置でございますが、当然のことながら、こういった研修については、一過性のものにとどまらず今後充実してやっていく。あるいは講師として取り組んで参りますものについても、これは職員の知識の定着であったり、確認をしたりするというのに有益な機会でございますので、こういったことも積極的な施策と位置付けて推進して参りたい。あるいは近隣自治会であったり、地方機関の間での意見の交流、こういったものも積極的に進めて参る必要が当然あるかと思っております。

では続きまして、4 ページをめくっていただきまして、次は指導監督体制の強化の必要性があるというご指摘をいただいております。大きく分けまして 3 つございまして、一つは指導監督権限の行使が少し及び腰であったというか、不十分であったのではないかというのが 1 点。それから必要な情報整備が不十分であった、過去の記録であったりというのが十分に整備されていなかったというご指摘。それから、執行体制、先ほどちょっと触れましたが、執行体制が現実的に不足していたというようなご指摘がございました。

これに対する県の取り組みといたしまして、まず指導監督権限を適切に行使するという点に関して、立入検査の年度計画を策定して着実に実施していく。あるいは、年間の立入検査率を100%とすることによりまして、予め、先入観とは申しませんが、最初にこう、行くところ行かないところというような振り分けをするのではなく、すべての施設に必ず一度は立ち入るという方針でやっていくということをしております。平成21年度以降、実際に100%すべて立入検査を実施しておるところでございます。

また、これは以前からやっております内容でございますが、スカイパトロールと称しまして、ヘリコプターを使った監視などによって不適正な事案を早期に発見するということをしておりますし、路上の抜き打ち検査であったり、休日を含む監視であったりということを実施しておるところでございます。

それから実際に立入検査に行った時の、その立入検査の検査内容の適正化というのを図るという観点から、マニュアルを充実させてございます。あと、そのマニュアルに付属して立入検査票という詳細なチェックリストを設けまして、どういいますか、充実したというか、確実な項目の検査というのをやっておるところでございます。

それから内規を設けまして、実際に行政処分をする時の要件というのを定めてございます。行政指導から行政処分に移る、そのメルクマールがはっきりしていないということが、なかなか処分に移行しない原因の一つではないかというご指摘もいただいたところでございますので、どういった要件を満たした場合には行政処分に移行するのかというのを内規という形で定めてございます。その他、処分基準、こういった違反をした者については例えば営業停止何日間の処分をするといった処分の基準を一定客観的な要件ごとに統一的な基準を定めて、それを公表しておるところでございます。

それから次に、必要な情報の整備については、先ほどちょっと言及しました平成21年度に策定した要綱、あるいは内規において、行政指導は必ず文書によって行うこと、それから指導結果を記録し保存することということを規定して実行しておるところでございます。

それから、執行体制の充実につきましては、まず専門的な職員を増員する、という方針がございます。新たに環境行政職という職種を平成19年度から設置したところがございますが、その環境行政職について、廃棄物行政に携わっていただく、そういう部署にも配置をしておりますほか、化学職あるいは環境行政職から構成される環境衛生指導員、こういう一定の資質を持った職員、こういう職員の増員を図っておるところでございます。それから相対的な人員配置という点では、県職員全体での、専門的な化学であったり環境行政の職員というわけではないですけれども、一般行政部門の県職員については、全体の数値を見ますと非常に減少している。次のページをめくっていただきますと、6ページですが、上の方に表がございます。これもあの前回ご説明したところではございますが、一番左の方が職員の総数となっておりまして、職員の総数が当然のことながら定数減少の流れの中で減っております中でも、この廃棄物の監督・指導に当たる部局については、増員なり、横ばいなり、その相対的な充実が図られているというところがございます。

5ページにいただまして、あと、施設の監視指導、これについても従来であれば地区割りで、基本的に地方機関が見ているという施設も多かったわけでございますが、

大規模な施設、最終処分の施設や中間処理施設というものについては本庁で一元的に監視指導をすることによりまして、専門的な知見の集積であったり、あるいは横断的な相対的なチェックというのを可能にするような体制というのを組んできておるところでございます。

あと、これも最初の要綱のところでも若干触れましたが、処理施設の新規の設置あるいは変更を許可する、こういうところのアセスメントの結果の審査をするにあたりまして、地方機関の職員、それぞれの地方機関が担当するという形であるわけですが、その担当職員が集まりまして、一件の審査について一人で行うということではなくて多人数のチェックの目を通すことによって、より充実したチェックができる、そういう体制として会議を設けておるところでございます。

それから当然のことながら、冒頭申し上げました研修などによって専門的な知見を高めているということもございまして、非常勤嘱託職員という形で職員の不足を補って、こういった方にパトロールなどをしていただくということもしておるところでございます。それと併せまして、委託事業として、夜間休日のパトロール、こういったことを警備会社に委託して実施しているということもございまして、そういう形で、正規の職員というのがなかなか増やしていく状況にあってもそれを補うための措置を講じておるところでございます。

県が今後講じようとしている措置でございますが、こういった事項に関連して、立入検査については、立入検査方針というものを毎年定めておりますが、ここで積極的な目標を定めて重点的にやってみようということが一点、それから人員の確保についても引き続き積極的に努めますし、あるいは先ほど申しました嘱託員、委託、こういった形なるべくそのマンパワーを減らすことなく充実を図っていく、こういう方策を進めて参りたいというふうに思っております。

それから3点目、住民等との連携の強化が必要である、こういったご指摘もいただいたところでございます。この点につきましての取り組みとしましては、まず行政処分の事実があった時にはこれをきちんと公表することによりまして、県がどういった措置を講じているのかということ、少しでも透明性を高めて参り、あるいは先ほど申しました処分基準を公表することによって、不適正な処分が実際確認されたにも関わらず十分な処分ができていない、営業停止などの措置ができていない、こういったことについて、対外的にも分かるような措置を講じておるところでございます。

それから一定の施設変更時に説明会を開催する、こういったことも冒頭申し上げました要綱において求めておるところでございますし、あるいは不適正処分を未然防止したり、早期発見に努める、こういった措置としまして、主に不法投棄対策の話でございますが、不法投棄110番といったような無料の相談電話、こういったものを設けているところでございます。

それから、これは、主に不法投棄の関係でございますけれども、事業者との間で通報協力の協定を締結しております。郵便局、直近ですと中日本高速道路株式会社と締結しておりますが、12の業者との間で、不法投棄を発見した場合に早期に県に連絡いただく、こういった協定を鋭意締結してきておるところでございます。

それからこれも主に不法投棄対策でございますが、「地域協働原状回復事業」という事

業をやっておりまして、これも前回ご説明申し上げたところではございますが、地域住民の方がメインになって撤去していただく、そういった事業をする場合に、業界団体からは車両の提供であったり、そういう機械器具などを提供する。それから、県などはそれについて経費の助成を行う。そういった形で、処分者がはっきりしないことによってなかなか手がつけられない、そういった不適正処理、不法投棄事案について、迅速に解決を図るための措置というのを進めておりまして、現在県内 45 団体と協力して実施しております。これについても毎年処理実績があるところでございます。

それから当然ながら、各種研修というのはこの観点でも実施してございますし、大津市との間で職員の派遣、あるいは意見交換を行うことによって、県内全域での適正化というのを図っておるところでございます。

あと、下の方見て参りますと、本庁と地方機関の間での会議、あるいは最後になります。不法投棄対策について各地方機関ごとに「地域ごみ対策会議」というのを設置しまして、不法投棄に対して迅速に対応するというような措置を講じておるところでございます。

今後講じようとする措置でございますが、情報公開につきましては、立入検査の結果であったり、定期、随時の文書の検査結果、こういったことを今後より一層公表していくなど、透明性を高めていく努力がさらに必要であると。それから、県の説明責任を果たすという観点からは、要綱や基準、こういったものをより積極的に公表いたしまして、方針を明示していく。それから住民の不安、疑問等に対して早期に解消するような、そういう対応、迅速、真摯な対応というのをしていくということになると思います。それから住民からの情報に基づく立入検査、これについては、実際にどれくらい件数があるのかというのを把握することはなかなか困難なことではございますけれども、そういった情報をより受け取りやすくするような措置、こういったことについて効果的な方策がないか、今後も研究が必要だと考えているところでございます。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。今事務局の方で説明していただいた県の取組状況ですね、これについて項目にまとめていただいております。これらの取組についての本委員会の評価っていう、こここのところは、そこには空白にしてありますけど、ここは埋めなきゃいけないということなんですけれども、そこいろいろと忌憚のないご意見を本日は頂きたいということでもあります。

一つずつ見ていきましょうか。一番最初、1 ページのですね、RD 社の破産手続開始後の状況ということで、要綱をね、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を制定したということが、以下、書いてあります。このページに関し、委員の皆さんから何かご意見があればお出しいただきたい、あるいは質問をいただいても構わないんですけれども、いかがでしょうかね。

そこに出てます平成 21 年度の「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」、これ定める時もやっぱりパブリックコメントはあったんですか。

事務局：はい、この要綱、結構いろいろ手続きを踏んで作成しておりまして、ちょっと直接携わっておりませんでしたので確認できておりませんが、しておるだろうと思います。

庁内の庁議という形で幹部の会議にもかけておりますし、対外的にもパブリックコメントの手続きは通常としたいと思いますので。それは確認をさせていただいて、またご報告をさせていただきます。

委員長：まあ告示形式で制定してるから、一般の皆さんも告示を目にする機会っていうのはあるということですけどね。

それでその要綱に、県の責務ということで定めていることとして、産業廃棄物の処理に伴い周辺地域の生活環境の保全上の支障が生じることのないよう、処理業者等に対し適切な指導、助言および監督を行うこと。また、処理業者が行う環境保全、情報公開等の積極的な取組を支援すること。イは、的確に処理業者等に対し指導、助言及び監督を行うため、職員の資質の向上に努めること。と、これ後から出てくる、この職員の意識の研鑽なんかに関係あるわけですけど、という方針を定めたということですね。そういう点の個別の規定として、立入検査方針に基づく計画的な立入検査や、通報等に応じた立入検査の実施その他の適切な立入検査に関する事項、文書による指導の原則、処分基準の設定、小規模施設の設置や施設の変更について法の規制が直接及ばない事項についての事前審査・・・

事務局：あ、すみません、「手続」

委員長：手続の「手」が抜けてるんやね。

事務局：はい。

委員長：手続などを定めていると。それから情報の取得に関しては知事への年度状況報告をすべきこと、情報の公開については知事は立入検査結果の概要を公表するという、等が定められているということで、これは要綱の内容っていう話なんだけどね、これ 21 年度ですよ。

事務局：はい。

委員長：だから 21 年度に定めたことによってですね、どれだけその指導の回数があったとかですね。その何か成果みたいなものっていうのはないんですか。

事務局：それはその後ろの具体的な措置というところに出て参ることでございまして、例えば立入検査要領を策定して立入検査実施率を確実に各施設に年一回は行くようにするという方針を立てる時に、この要綱に基づいて、この要綱の趣旨を達成するために、そういうことの充実を図っていくというような位置づけにしております。

この要綱ができました時に、例えば関係する専門誌などにも、こういった RD の事案があったようなことも受けてこの要綱を策定するというようなことを示しておりますし、この反省に立って要綱を徹底していくと言っている、そういう観点から、後ろに掲げて

おります個別の取組が出てきていると、そういうところでございます。

委員長：なるほどね。えっと、委員の皆さんからこの要綱についてね、ちょっと要綱というものは、この間もらってましたな。

事務局：はい。

委員長：もらってるね。その要綱についてですね、委員の皆さんから何かご質問とかあるいはご指摘とかっていうのはありませんかね。

事務局：すべてについてご意見をいただくと非常に多くなるかもしれませんので、具体策と併せてでもよいかと思うところでございます。

委員長：再発防止の具体策。

事務局：はい、前回お配りいたしました再発防止策の資料について。

委員長：この要綱を定めたということは、評価できるわけですがけれども、その要綱の内容とかですね、要綱に基づいて取られた措置とかね、そういうものについて何かご意見、ご指摘はありませんかね。

その中には、先ほど出てきた立入検査についての実施要領というのもそこに掲げられているということですがけれども、具体的に全部、時間的な余裕の関係でですね、全部応答してるわけにはいかないんですよ。

事務局：先ほどおっしゃったように、確かに要綱を評価しようと思っても、中身の話になってくる部分があるのかなと思います。

委員長：だから要綱を、一応これまでそういう部分というか、そういう指針がなかったところに、要綱というものを作って、ア、イというような内容を明らかにしたということは評価できるということになるんだと思うんですけどね。どうですか、なんかご意見ありませんか。

渡部委員：要綱そのものが網羅的に書かれてあるんですね、そういう意味では内容そのものには問題ないと思うんですけども、結局、各論の問題に尽きるっていうふうに。

委員長：何の問題。

渡部委員：結局、各論の問題に尽きるっていうふうに私思ってますけれども。

委員長：そうですね。

渡部委員：要綱だけ評価してもあまり意味がないような。これそのものはほぼ網羅的になされてるのは確かですから。

委員長：そうですね。制定したことは評価されるけれども、それだけに留まっていたんじゃしょうがないということかなと思いますね。そしたらね、この最初のこの要綱を制定したということは、それを一応必要なものとしてね、その後の方の具体的な、先の検証委員会で指摘したですね、再発防止策に関する措置ですね、これをどれくらい行ってるかと。それについての評価はどういうふうに考えたらいいかということちょっと見ていきたいと思います。

まず職員の意識の研鑽ということで、四角く囲ってあるところが検証委員会の先の報告書の内容なんですけれども、それについて県が下のような取組をした、ということ元を記述してるわけですけど、どうでしょうかね、これくらいのことが職員の意識の研鑽ということに資するということになるかということか、何も無いのに比べりゃこれは成果があることは間違いないわけですけどね。

そこによく出てくるね、本庁と地方機関って書いてありますね。ここの地方機関ってというのはどういう、支所とか、何を意味してますか。

事務局：あ、はい、県内 6 ヶ所に地方機関という形で、県の出先機関を設けてございまして、そこに、組織によって若干違うんですけども、環境課という課を設けてございまして。この中で産業廃棄物行政を所管する職員というのがおりまして、そこで許認可事務なんかをやっておるといところでございまして。

ただ、大きな事案になりましたり、あるいは、そこでやっております許認可は一部の対象でございまして、例えば収集運搬の許可といったことは地方機関でやっておりますが、大規模な施設なんかの許認可は本庁のこちらの循環社会推進課というところでやっておりますので、それぞれ、同じ地域の事案であっても、地方機関の中で許認可をするものと本庁が許認可をするものというふうに分かれてございまして。そこで、その間で、状況の把握をするにあたって情報交換等を密にしておるといところでございまして。

委員長：これ 6 か所ってのは結局、滋賀県を地域的に 6 つに、

事務局：そうです。

委員長：結局だから本庁があるところは 1 つになるわけ。

事務局：そうですね、本庁分は大津市が中核市に 21 年度からなりまして・・・

委員長：ああ中核市ですね。

事務局：産業廃棄物の行政をそちらの方でやるようになりましたので、それまでは本庁は

大津市の部分を担っておったわけですが、それが大津市に行きましたので、後の部分についての、ちょっと出てきましたけれども、すみ分けと言いますか、ものによっては本庁が全県のものを見る、ものによっては地域のもをその事務所で見る、というような専門性を高める工夫をしながら、効率的な廃棄物行政をやっていこうというような形に今変えさせて頂いているような状況でございます。

委員長：出先の4つの・・・今6つですか。

事務局：6つです。

委員長：その6つというのは、どこもみな権限等は同等なわけですね。

事務局：はい。そうですね。

地域によってやはり事業所が多いところ少ないところがございますので、体制は違うんですけども、持っておる許認可権というのは同じと。

委員長：なるほど。ここの職員の意識の研鑽に関わる県の取組、それから県が今後講じようとする措置ですね、これについて何かご指摘ありませんかね。

渡部委員：よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

渡部委員：ちょっと質問も含めてなんですけれども、こういうふうに研鑽をして知識を深める、廃棄物の処理の関係、非常に専門的な部分が多いと思うんですけど、次のところにもあるように環境行政職っていう特別の職は、職というかそういう形での試験区分は取られてたんですけれども、人事配置って言うんですかね。専門的な知識を持たれて、また他に異動して、また知識のない人が来られるというのでは知識の蓄積が非常に妨げられると思うんです。そのあたりはなんかご配慮はされてるんですかね。

事務局：はい、どちらかと申しますと技術系の職員はですね、先ほどの地方機関と本庁を行ったり来たりという感じになりますので、例えば新規採用の時に出先で経験を積んで、その経験を積んでまたこっちへ帰ってくると、こういうふうな形でですね、あまり環境から外への部署に行くことはございません。事務系の方々はいろんな部署に行かれますけれども、ここでいいます化学系と環境行政につきましては、専ら廃棄物と、あと少し関係ありますのは公害部分を動くと。

渡部委員：特に人事の異動で蓄積が妨げられるということはないというふうに聞いてよろしいんですかね。

事務局：はい、そうですね。

委員長：よろしいですか。これね、職員の皆さんがそういう研修に参加したりしてですね、何かこの廃棄物処理に関わる資格の制度みたいなのはありませんでしたかね。なんかそういう資格を以前に比べて職員の人が何人も取得したとかね、なんかそういう実績みたいなものはないんですか。

事務局：特に資格というのはないんですが、逆にですね、業者の方々が、資格を取るには、講習を受けなければなりません。例えば収集運搬業とか処分業、これをするにあたっては講習を受けなければならないんですが、この講習の講師をですね、順番に受け持つと。講師を受け持つ形で我々は逆にそこを勉強していくということで、そこに配置された職員がですね、順番に講師を受け持つことによって、中身の習熟を図っている。

委員長：ここに書いてあります、講師を順番にするというようなことで成果が出てくるという状態になるということですか。

事務局：はい。それと同時にですね、先ほどの地方機関と本庁機関の職員同士が定期的集まりまして、一つの事例研究を行うというような形のものも最近は行っておりまして、ある事務所で起こった事例をですね、持ち寄ってお互いにそれを研究するという会議を持っているということもあります。

委員長：職員の意識の研鑽について、何かほかに委員の皆さんからご意見、ご指摘ありませんかね。

そしたら②番のですね、指導監督体制の強化っていうところですね、このところをご意見いただきたいと思いますが、指導監督権限の適正な行使ということと、それから必要な情報の整備、それから執行体制の充実、ということで、先ほどご説明いただいたわけですが、いかがでしょうか。

このところでね、確かにこういうことをやったということになるんだけど、何かあのその実績のね、数値みたいのってのはあるんでしょうか。立入検査は前と比べてなれば増えたとかですね。

事務局：立入検査件数につきましては、前回お配りいたしました資料の後ろに表がついてございまして、そちらの方で推移が示されています。前回のご説明・・・

事務局：再発防止関係の 30 ページ。

要綱の方じゃなくて資料の 30 ページに出ております。

委員長：再発防止のこれ。 30 ページに報告徴収および立入検査の実績ということがここに載っています。

事務局：これは平成 19 年度以降の数値ですので、あまり劇的に増えたとは、件数だけ見ますとなっておりませんが、もっと古い数値と比べると増えてございますということと、この資料、元々は立入検査実施率が 70% 台であったものが、今は 100% 行っておりましてという趣旨の資料でございます。

委員長：これね、先ほどの例えば住民と連携強化のところには飛びますけどね、こういうその指導監督権限の行使で、これは産業廃棄物についての話ですけども、全体としては産業廃棄物だけじゃなくて、不法投棄なんて場合、一般廃棄物も結構あるわけでしょう。

事務局：はい。

委員長：そういうようなものも、結局ここで総括されてるということですね。

事務局：そうです。

事務局：一般廃棄物に関しましては市町村の事務でございますので、当然私どもにも情報が入ってまいりますけれども、実際動く場合は市町村さんと共同、あるいは市町村さんをお願いするという場合がございます。この集計は産廃に限ってという形になります。

委員長：やっぱりここでは産業廃棄物というのが主眼ですからね。そこに焦点を合わせていただいたらまあよしということでしょうかね。

この指導監視体制の強化に基づいて取られた措置の件について何かご指摘、ご意見ありませんかね。ちょっとこういうところが足りないんとちゃうんかとかですね、やりすぎとちゃうかとかいう・・・いかがでしょうかね？

渡部委員：ちょっと確認だけなんですけど、

委員長：ああ、どうぞ。

渡部委員：再発防止策に関する事項に係る評価の 6 ページの上の表なんですけど、人数だけみるとほとんど変わらないように見えるので、評価するのは、これどうも対象施設数も平成 19 年で少なくなってるみたいですし、職員全体の数も少なくなっているようなんですけど・・・

事務局：はい、職員全体というのは、確かに総人員の数字をみると必ずしも増えておりませんで、平成 18 年の時に 20 人、20 年・21 年の時は RD 対策室が増えたというような事情もございまして若干増えておりまして、その後減っておるんですけども、これは全体の職員数が非常に減少しております中で、比較的、相対的に比重が増しているというようなことが 1 点。それと、特に化学職などの増強があります。一般行政職は確かに減っておるんですが、一般行政職は、先ほどの話にちょっとありましたようにあちこち行ったりという職なんですけれども、より継続的にやる技術的な職員、これについて強化

を図っているということでございます。

渡部委員：その2点ということですね。人数だけのことでなくて。

事務局：あとですね、確かに平成21年までは23人で、22年、23年と減っているように見えるんですけども、これは、大津市が中核市に移行しましたのが平成21年度でございまして、この時に、対象施設数としては大津市内にある施設は抜けたわけでございます。

渡部委員：先ほどの・・・

事務局：はい、立入検査数についても同じことが言えてまして。

委員：施設数が少なくなっているのは、大津市に移管されてるからということですか。

事務局：はい。そのように対象が減っている中でも、だからといって人数を減らすのではなくて、という対応を取っておるということでございます。

渡部委員：わかりました。

委員長：人数は確かに増えてるとは言えない、これ見ると。

磯村委員：よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

磯村委員：すみません、今の30ページなんですけど、

委員長：30ページ。

磯村委員：はい、再発防止関係の前の資料の。ここで行政処分件数の実績というので、19年3件、20年6件、21年11件と、なんか増えてきてるなっていう印象を持つんですけど、何が言いたいかっていうと、なんかこう、こういうところに改善、具体的な改善策が現れますよっていうのを言っていたらと。

事務局：はい、そうですね。

磯村委員：何を評価するかね、僕のような素人でも分かるなど。例えばこれは、処分をするにあたっての裁量判断の基準とか処分を行うことなんかの基準が明らかになると、今まではどうしようかと迷ってたのが、バチバチっと処分ができるようになったとかね。そうすると、判断基準が明確になったことは、いい成果になってるとかっていう評価が

できるんじゃないかなと。ちょっとその辺がもう少し評価のね、案を出していただくと、僕なんかは。

事務局：確かに。この件数増加は取締内規などを作りまして処分基準が明らかになったということの現れという面もございます。ただ、こういったことの常で、いろんな要素がからんでございまして。例えば産廃処理業の許可の取消しというのが増えておるんですけども、この辺りにはやはり法制度が改正されたということも影響しておりまして、連鎖的に、よその自治体で資格を失った法人がいた場合、例えば違法行為をやって許可を取り消されたというような、そういう法人の役員が別の法人の役員に就いておられる場合の当該別法人である処分業者、そういうところが連鎖的に取り消されるというように制度が強化されたりしたというような事情など、いろんな事情がございまして、増えたり減ったりしている。

あと、基本的には、こういった事例が非常にたくさん起こっておりますと、増えたり減ったりというところが見やすいんですけども、元々の母数が少ないので、なかなか今おっしゃったように明確にこの部分で基準が強化されたので、これだけ件数が増えましたというふうに現れにくい。処分基準ができたけれども、たまたまその年に違反行為自体がそれほど大きいのがなければ、なかなかそれが目に見える数字の形で現れないというようなこともございまして、こう、すっきりした説明というのが正直難しいところでございますが、少なくとも、こういった形で実際に処分をしておるところでございます。

磯村委員：委員長のご責任で、評価すべきところが評価できているかどうかということ。

でもなんかやっぱりこういうこともある、こういうことも原因としてあるけれども、やはりこういうことをやったことで、いい成果が出てるんだという描き方をした方がいいんですかね。ちょっとその辺僕はわかんないですけど、あまりそういうことやると白々しいね。

委員長：立入検査の実数もそこに出ていますよね。ですから、この立入検査実施率 100%っていうのは、立入検査対象施設全部を実施したというふうに理解したらいいわけね。

事務局：はい、対象施設については一つ客観的な基準、カテゴリーを作っておりまして、それは、廃棄物処理法 15 条の許可という許可を受けて営業しておるような一定の規模の施設、そういうものについてはすべて対象にしておりますし、あるいは収集運搬をするということについても許可が必要なわけですけども、ちなみに単にトラックで大阪から京都に運んで行くということについては、あ、京都から名古屋に運んで行くというようなのは滋賀県の許可は要らないんですが、要るものとしては、滋賀県の中で保管であったり積替えをしたりするという収集運搬業がございまして。それは、滋賀県の中で別に燃やしたり埋めたりするわけではないんですけども、積み替えであったり、保管をしたりする、そういう時に不適正な扱い、たとえば保管と称して積みっぱなしになっている、あるいは積替えの時に偽装するといったことが起こり得ますので、そういう

積み替えや保管をしておる収集運搬業の施設、そういったところもすべて対象にしている。ですので、許可を受けてやっているところ、あるいは収集運搬業の中でも積み替え保管をやっているところ、これは網羅的にすべて対象にしているというのが、この 100%のベース、対象施設の数字になっています。

委員長：その実施の結果ですね、適正な処理をしてるというのが大半だったという話なのか、指導を受けたのがなんぼもあるという話なのかね。消防立入検査なんかでも、そういう問題がないという、やはり、これ一つ一つやはり立入検査の結果をね、事業者に通知するんでしょ。おたくは結局、適切な処理をしてるということ。

事務局：立入検査の結果の通知につきましては、平成 22 年度の法改正でですね、最終処分場と焼却施設については定期検査が法で規定されていると。それは結果を伝える。一方、通常、我々のやっている立入検査につきましては、立入検査をして、問題があればその場で指摘し、その後文書指導になるか、さらにすすむ。問題がなければ、確認ということでその場で終わり、という形で行っております。

委員長：結局問題のあったというケースはどれくらいあったわけですか。

事務局：そういう点でですね、この実績表を眺めますと、この実績表も実は 2 つのカテゴリに分かれておりまして、業の関係、いわゆる処理業という業の関係と、施設の関係、これは処理施設の設置許可の取消し等ありますけれども、それ以降の分と、2 つに分けて考えるといいかなと思います。上の方は業の許可でして、これは例えば先ほどの収集運搬だと大阪であったり愛知県であったりで動いてるわけですね。そうしますと、滋賀県で運搬の許可を取りたいと。ところが、その中で欠格要件というのがあります。その法人なりあるいは役員なりに問題、暴力団に関与しているとかがありましたら、それは取消しをどこかの自治体が、まず確認した時点で行うわけです。それを全国に連絡しますので、連絡を受けた自治体で許可を持っていれば取消しと。これがいわゆる連鎖の取消しですね。こういったものが 11 件なり、6 件、3 件という数の多さにつながっております。設置許可の取消し以下の項目につきましては、これは滋賀県で、そこで仕事をしている施設を所管しているということですので、滋賀県が独自に改善指導をして処分をかけているというのが、中段から施設の関係以下のところになってこようかと思えます。

委員長：この 21 年度実績のね、この許可の取消し 2 件、特管産廃の処理業とかね、あるいは産廃処理施設の設置の許可の取消し 1 件とかありますね。こういうのはみんな、事業者っていうのは、名前を公表されてるわけですか。

事務局：はい。処分した時にはこの業者について許可を取り消しましたということを、県の「e しんぶん」というのがございますが、そういったところで公表したりしております。

委員長：わかりました。他に何か委員の皆さんからご意見ありませんかね。

事務局：あ、先ほどの「e しんぶん」への開示のほか、マスコミに対して資料提供もしてございます。取り消した時にはこの業者取り消しましたというふうにマスコミに対して資料提供をしたりといったこともしています。

委員長：マスコミの、なんですか、報道機関に対するそういう記者会見みたいな時には、それはあるわけですね。

事務局：そうですね。あるいは書面でこういうことをしましたというのをお伝えしています。

委員長：やってるわけやね。それじゃあね、③のね、住民等との連携の強化っていうところで取り組んだ内容は、先ほども説明ありましたようにね、この点についてはどうでしょうかね。十分にやってるといえることになるのか、まだまだちょっと不足しているということでご指摘があるのか、そこらはいかがでしょうか。

渡部委員：よろしいでしょうかね。

委員長：あ、どうぞ。

渡部委員：少しこの再発防止策とは外れるかもしれないんですけども、この資料 7 ページの③、以前の提言のところの文章で、「生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。」と、また、住民からの苦情云々ということが書かれてあるんですけども、一つお聞きしたいのは、住民からのいろんな通報があつて、こういう例えば産廃処理施設で不法な廃棄物を入れてるとか、今回の RD でも目視でもかなりわかる程度にまで廃棄物が蓄積されていたとか、場所を越えて蓄積されていたとかいうのがあったと思うんですけども、それはそれで一つそういう対策も講じておられると思うんですが、RD そのものでも、引き続き、環境の不安の解消という意味では、住民とのいろんな連携が必要だと思うんですけど、そのあたりは何か工夫とかされておられるのでしょうか。

事務局：そうですね。基本的にはここで取り上げておりますのは、おっしゃいましたように今稼働中の施設についてどういう対応をしておるかということで、そういうところについては、硫化水素の臭いがするとかいう通報があったら行って指導して、場合によっては改善命令を出しているというようなものもございます。

が、今のご指摘は、それとは別に、廃棄物行政全体への信頼というのを前提とすれば、すでに稼働を停止している、言ってみれば RD のような事案についてもその後の措置というのを講じることによって住民との信頼感を醸成することが、今後の再発防止の観点

でも必要、というようなご趣旨でしょうか。

渡部委員：そうですね。

事務局：RDの事案につきましては、生活環境上支障が出ておりますので、それを除去するための方策につきまして、時間がかかってはおるんですけども、まず今調査をやっておりまして、今見つかっている、調査はまだこれから継続するんですけど、今見つかっているものについて来年度除去するということにつきまして、周辺の7自治会の合意を得まして、来年度工事を実施するということで、今作業を進めております。あとまた引き続きまして調査をやっていきましてですね、全体の対策工につきましても、引き続き住民の方々とお話させていただきまして、支障除去の対策がきちんと終わるようなことにつながるよう、住民さんの方々と話を続けているところでございます。

ここにあります再発防止というのは、今稼働中のものについて、そういうことが二度と起こらないような対策について書かせていただいておりますので、ここにはちょっとそのことは書いてはおりませんので、その辺は、そういうことで。

渡部委員：わかりました。

磯村委員：いいですか。

委員長：はい、どうぞ。

磯村委員：これもまた前回いただいた資料の62ページなんですけど。

委員長：何ページ。

磯村委員：62ページ。一覧表、地域協働原状回復事業実施一覧。これは執行額のところにあるのは滋賀県が負担した額ですか。

事務局：はい。

磯村委員：これは、例えば平成18年の事案、大津市の参加人数が38人で、20トンの廃プラ類とかを集めたということですか。

事務局：そうですね。

磯村委員：これは、本来どこかがやらなきゃいけないものを、こういう協働という形で処理した、ということではなくて、自主的、主体的な住民の参加の中で、本来では予定されないような成果を獲得してきているというふうに理解したらいいんですよね？

事務局：本来は不法投棄の行為者がやるべきという話なんですけれども、行為者が見つからないとかいう場合もございますので、地域住民の皆さんがですね、ゴミの便乗投棄を招くようなことになってしまっただけでは困るということで、トラックへの積み込みとかですね、そういう労力を提供していただくと。トラックによる運搬については、県産業廃棄物協会の会員に無償で協力していただいて、処分料を県がもつという、3者がですね、共同で協力しながらやるという、そういう仕組みでございます。

事務局：ですので、本来の義務者がいないのかということ、もちろん不法投棄であろうということでございますので不法投棄者というのがあるのかもしれませんが、分からないからといって放置することなく迅速に対応するという意味では、新しくといいますか、そういう効果が出るということです。

磯村委員：なんか難しいですね、こういう評価はね。本来行政がやらなきゃいけないものを住民に押し付けてるっていうね。そういう人もいるだろうし、いやいやそんなことはないんじゃないかっていうね。だからそこら辺をもう少しなんか比較いただけると。

事務局：先ほど申しましたように、これの本来の義務者は事業者というか、投棄者でございますので・・・

磯村委員：あとね、次の63ページなんですけど、例えば電話、FAXで、なくそう産廃ゴミ、3853っていうのを拝見して思っただけなんですけど、これはやっぱり利用される率が高いっていうか、こうやって有効な機能を果たしておられるんでしょうか。毎日3件4件のFAXが来るとか。

事務局：あ、実績については・・・

事務局：すみません、件数というのと、たくさんあるわけではなくて、今年も4月から1件あった程度なんですけれども、まだその他にも知事への手紙とかですね、そういうルートを通じて、そういう案件が来ることもありますので。これは全国的にどの県もやりますので、滋賀県もやっているということです。

磯村委員：なんか、いろんな形で住民から声が集まると、そこに目を向けて評価をした方がいいと思います。

委員長：今のご指摘の表にね、執行額って金額書いてありますよね。この金額というのは、県が負担したという意味ですか。

事務局：そうです。

委員長：県が負担した金額がこの額ね。

事務局：ただ、運搬費用等につきましては、業者がサービスをしているときもありますので、実際の処分にかかる費用ということになっております。重機を使ったり。

委員長：あんまりこういう表がまことしやかに出ると、今度は片づけないやつがね、片付けてくれるんだなんて思われたらかなんですな、これ。

磯村委員：なんかもっとやってるような感じしますよね。琵琶湖清掃のなんとかとかね。だから・・・

事務局：これは、管理者が不明確というもので、民地の場合が対象になってくると思うんですね。道路であるとか、河川であるとかは、管理者が必ず県なり国なりおりますので、そこで対応が取られてると。ところが、民地だとどうしても予算はつかないんで、放りっぱなしになると。それでお困りの所に、手を入れると。

事務局：そういう意味では、先ほどおっしゃった行政が本来やるべきという意味では、行政が管理している土地についてはこれと別枠で当然あると。

委員長：これあれですか。③の住民等との連携強化でね、前の RD のような問題が起こらないようなそういう処置をしようという努力もあるんですけどね、具体的になんかそういう RD の時のようなね、通報みたいなものがあったというケースがここ 1,2 年はあるんですかね。

事務局：はい。これは大津市が中核市となりまして移行する前なんですけど、県庁が直轄する大津市内でですね、2つの業者に関係しまして、住民からの通報とか、あるいは住民から自治会とか団体を通じてお願いにこられたり、そういう中で結構やり取りをした事案が、大きなのが2つあります。

委員長：2つ。

事務局：はい。一つにつきましては、これは過去から滋賀県は検査に入りまして、大津市も入っておったんですが、住民さんとの協議会という中で、ずっと対応をとっているのですが、終了しているなのでその経過を見るということでもずっと続けておる事案なんですけど、ただ最終処分場は、山間部に突然処分場がありますもので、それを知らない住民の方がですね、散歩等に行かれた方から、あんなところに投棄されてますよということで電話があったりしてるのが一つの事案なんです。これもまあ対応をとっておるところなんですけど、もう一つは、これも最終処分場の周辺の方がですね、住民と約束している以上の、ダンプの数が非常に多く入りこんでいるとか、思ってたイメージと違うものがどんどん見受けられるということから、住民さんと一緒に立入したり、権限というものが当然ありますのでみんなに行ってもらわねばいけませんけれども、場内の雰囲気

見てもらうとか、そういうことをやったこともございます。

委員長：なるほどね。やはり以前に比べると、そういうものを真摯に取り扱うというかね、県のほうではね、

事務局：以前からも真摯にしてみましたけれども・・・

委員長：そうですねけど、ただ、以前に比べたらとにかくナーバスに扱おうということですね、今は。

事務局：そうですね、どちらかと言うと、隠すという、そういう体質も昔はあったのかもわかりませんですね。対外的な方にできるだけ見せないという考え方があったのかもしれない。今はやはり住民の方との関係というのを重視しておりますので、見方を変えれば確認者でもございますので、そういう情報に頼るという意味合いで、その関係というのは大事に考えております。

委員長：こういう制度があるということが一般に知れておればね、通報するにもしやすいのはしやすいんですね。あんまり乱用されてるといようなね、そんなケースがあるわけでもないでしょうな。なんかあったらすぐにもう連絡してくるとい、そういう風潮でもないんでしょう。

事務局：はい、特定の案件については多少ありますが。こういった通報を2つに分けて考えているんですが、一つは野焼きとか不法投棄まがいの事案、もう一つは処分業者に係る事案と。この処分業者に関しましては、これは周辺に住んでる方、決まった方ですの長いおつきあいになるわけですが、度々電話等もありました。先ほど申しました事案みたいに。あと不法投棄とか野焼きにつきましては、単発的に情報がポンとくるという形になります。

委員長：野焼きなんかよく通報があるとも思うんですけどね。

そしたら時間の都合もありますので、この再発防止策に関する実行に係る評価っていうのは、全体としては、先の検証委員会が指摘したことについては、その内容を誠実に実施履行されているという評価はできると思いますね。ですから、その、誠実に実施していることの成果がどれくらい上がっているかというところまでは、ちょっと議論としては充分じゃない点があると思うんですけどね、おいおいそれがですね、明らかになっていくことを期待したいということになると思うんですけどね。何か他に付け加えていくことありますか？ここでは。

それからね、今日は短い時間ですので、それで、今ここでご発言頂けなかったこともね、後から、そうやこれちょっと言い忘れたとかですね、これやっぱり付け加えてほしいというようなこともあるかもしれませんのでね、ですから、今日終わった後も、文章などでですね、その評価とか意見を提出してもらおう機会を設けておきたいと思うんです

よ。で、これいつまでやったらよろしいの？

事務局：次回は10日ですので、6日・・・

委員長：6日くらい。

事務局：はい。

委員長：6日くらいまでに何かご指摘、お気づきの点があったらね、お出しいただくことと
いうことは一向に構わないということでご了承いただいておりますね。

事務局：はい。

委員長：よろしく願いいたします。そしたら、この再発防止策等に係る検証というのは、
これで一応終えさせていただきますね。あと、本日は前回の続き、責任追及に係る処分、
***、こちらの方を検討したいと思います。責任追及について、前回も、ちょっと恐
縮ですけれども、個人情報を取りますもんで非公開とさせていただきますので。
今回は非公開ということでこれからご議論いただくということでよろしいですか。

事務局：はい、そこは非公開事由がございますので・・・

委員長：ええ、非公開事由、個人情報だと思うんですけどね、こっちもちょっとここ扱う
ので、そうしたら恐縮ですけれども、傍聴の皆さん、あるいは記者の皆さんは、ここで
ご退室いただくようよろしくお願いいたします。

以上